

令和５年度 小中学校スクールサポート事業
(スクールサポーター) 実施要領

1 任用の種類

市の規則に沿った会計年度任用職員となります。

2 資格、業務内容

- ・幼稚園・小学校・中学校・高等学校のいずれかの教員免許状を所有していることが望ましいですが、所有していなくとも勤務することができます。
- ・採用時に資格の有無を確認します。(教員免許更新制は令和４年７月１日に解消。)
- ・本務職員や講師が行う授業において、学習支援を行うことが主たる業務になります。(普通自動車運転免許。)

3 任用期間

令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

4 勤務時間、日数

- ・８時３０分から１６時までのうち５単位時間、１週間に５日勤務
 - ・夜間や休日の勤務は原則としてありません。
- ※単位時間 小学校４５分、中学校５０分 ただし単位間の時間を含む。

5 休日

原則として、土曜、日曜、祝日、長期休業期間（学年始め・夏季・冬季・学年末）、授業のない平日。

※ただし、運動会・体育大会、授業参観日等、休日出勤がある場合で振替休業日があるものは平日勤務扱いとします。

6 休暇

(１) 年次有給休暇 ０～１０日

※勤務期間により異なります。時間単位の取得も可能です。

※１日も空けることなく、次年度も任用がある場合は残余日数を持ち越すことができます。(上限あり)

(２) 特別休暇 夏季特別休暇 ３日 (１日単位での取得)

その他(就学前の子の看護休暇、介護休暇、結婚休暇、忌引休暇など)

7 賃金

(１) 報酬 日額 ６,５００円(単位時間単価 １,３００円)
(教員免許非所有者 日額 ５,０００円(単位時間単価 １,０００円))

(2) 通勤手当 市の規定により支払います。

8 健康保険・年金保険、雇用保険

(1) 健康保険・年金保険 共済保険・年金に加入します。

(参考) 加入条件

①週20時間以上 ②賃金月額8.8万円(年収106万円)以上

③勤務期間が2箇月以上見込まれる ④学生でない

以上4つの加入条件を満たす場合、健康保険、年金保険に加入となります。

(2) 雇用保険 全員加入します。

(週20時間以上勤務する者は加入します。)

9 その他留意事項

- ・令和5年度スクールサポーターの任用を希望する場合は、別紙様式「令和5年度 可児市教育人材バンク登録申込書」を提出してください。
- ・勤務や休憩時間については、採用時に任用承諾書で確認でき、採用後は順守することが条件となります。
- ・採用後1箇月は条件付き採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式採用となります。
- ・任用期間後に再任用する場合があります。勤務成績・勤務態度により再任用するか判断します。面接を経ない再任用は最大2回まで(通算して3年まで)となります。ただし、その後新規で採用申込が可能です。
- ・会計年度任用職員は「可児市人事考課規程」に基づき人事評価を行います。当初に職員自身が目標をたて、自己評価も行います。人事考課の結果は、勤務成績等による再任用の判断材料の一つになります。
- ・会計年度任用職員は、正職員同様に地方公務員法の服務規程(信用失墜行為の禁止など)が適用されます。また、分限及び懲戒処分の対象となります。
- ・本採用は令和5年度可児市の予算の成立を前提に実施します。そのため、可児市議会定例会において、各事業に係る予算が可決成立しない場合は、採用を行いませんので、予めご了承ください。なお、このことに伴い損害が生じた場合にあっては、市ではその損害について一切負担しません。

令和 5 年度 小中学校スクールサポート事業
(通訳サポーター) 実施要領

1 任用の種類

市の規則に沿った会計年度任用職員となります。

2 資格、業務内容

- ・幼稚園・小学校・中学校・高等学校のいずれかの教員免許状を所有していることが望ましいですが、所有していなくとも勤務することができます。
- ・採用時に資格の有無を確認します。(教員免許更新制は令和 4 年 7 月 1 日に解消。)
- ・小中学校におけるポルトガル語、フィリピン語 (タガログ語) 等の通訳・翻訳業務や外国籍児童生徒への学習支援、保護者との相談・連絡業務に対応できる語学力や幅広い知識が求められます。
(普通自動車運転免許。)

3 任用期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

4 勤務時間、日数

- ・ 8 時 1 5 分から 1 6 時 4 5 分まで (うち 6 0 分休憩時間) の 7. 5 時間、1 週間に 5 日勤務
- ・ 国際教室等の学習支援の他に、保護者との連絡・相談業務や連絡文書の翻訳業務があります。学校の求めに応じて、夜間や休日に勤務することがあります。

5 休日

原則として、土曜、日曜、祝日、長期休業期間 (学年始め・夏季・冬季・学年末)、授業のない平日。

※ただし、運動会・体育大会、授業参観日等、休日出勤がある場合で振替休業日があるものは平日勤務扱いとします。

6 休暇

(1) 年次有給休暇 0 ～ 1 0 日

※勤務期間により異なります。時間単位の取得も可能です。

※ 1 日も空けることなく、次年度も任用がある場合は残余日数を持ち越すことができます。(上限あり)

(2) 特別休暇 夏季特別休暇 3 日 (1 日単位での取得)

その他 (就学前の子の看護休暇、介護休暇、結婚休暇、忌引休暇など)

7 賃金

- (1) 報酬 日額 9,750円(時間単価 1,300円)
- (2) 通勤手当 市の規定により支払います。
- (3) 賞与 あり(年2回、期間率あり)

8 健康保険・年金保険、雇用保険

- (1) 健康保険・年金保険 共済保険・年金に加入します。

(参考) 加入条件

- ①週20時間以上 ②賃金月額8.8万円(年収106万円)以上
- ③勤務期間が2箇月以上見込まれる ④学生でない

以上4つの加入条件を満たす場合、健康保険、年金保険に加入となります。

- (2) 雇用保険 全員加入します。

(週20時間以上勤務する者は加入します。)

9 その他留意事項

- ・令和5年度通訳サポーターの任用を希望する場合は、別紙様式「令和5年度 可児市教育人材バンク登録申込書」を提出してください。
- ・勤務や休憩時間については、採用時に任用承諾書で確認でき、採用後は順守することが条件となります。
- ・採用後1箇月は条件付き採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式採用となります。
- ・任用期間後に再任用する場合があります。勤務成績・勤務態度により再任用するか判断します。面接を経ない再任用は最大2回まで(通算して3年まで)となります。ただし、その後新規で採用申込が可能です。
- ・会計年度任用職員は「可児市人事考課規程」に基づき人事評価を行います。当初に職員自身が目標をたて、自己評価も行います。人事考課の結果は、勤務成績等による再任用の判断材料の一つになります。
- ・会計年度任用職員は、正職員同様に地方公務員法の服務規程(信用失墜行為の禁止など)が適用されます。また、分限及び懲戒処分の対象となります。
- ・本採用は令和5年度可児市の予算の成立を前提に実施します。そのため、可児市議会定例会において、各事業に係る予算が可決成立しない場合は、採用を行いませんので、予めご了承ください。なお、このことに伴い損害が生じた場合にあっても、市ではその損害について一切負担しません。